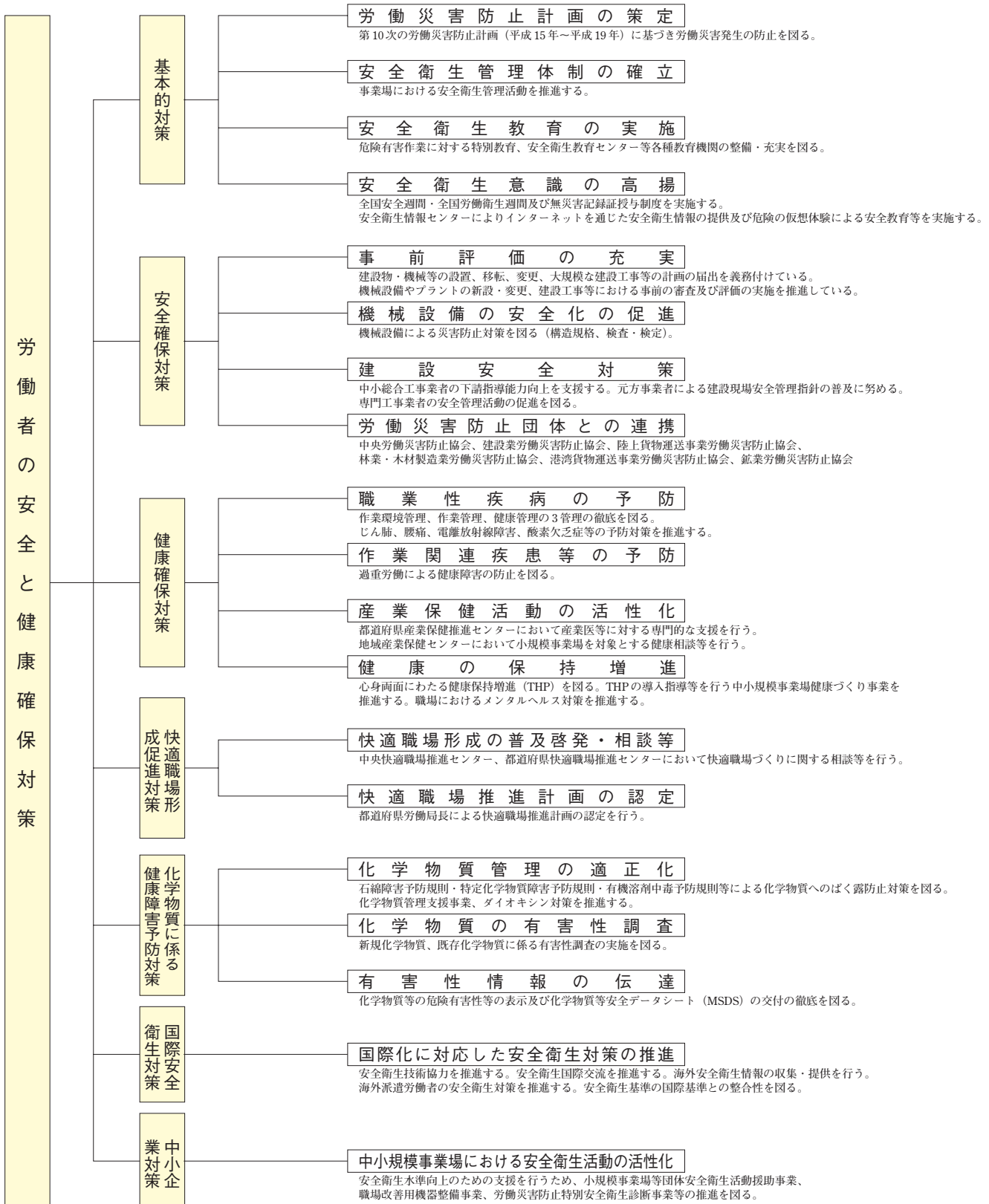


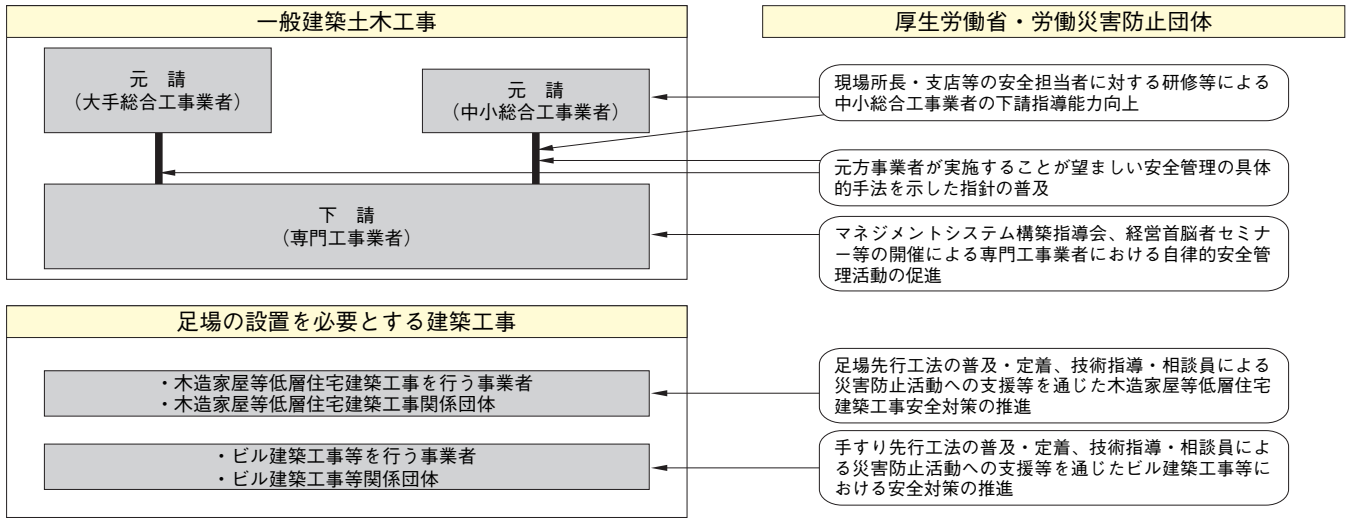
労働者の安全と健康を確保するための施策

概要

安全衛生施策の体系



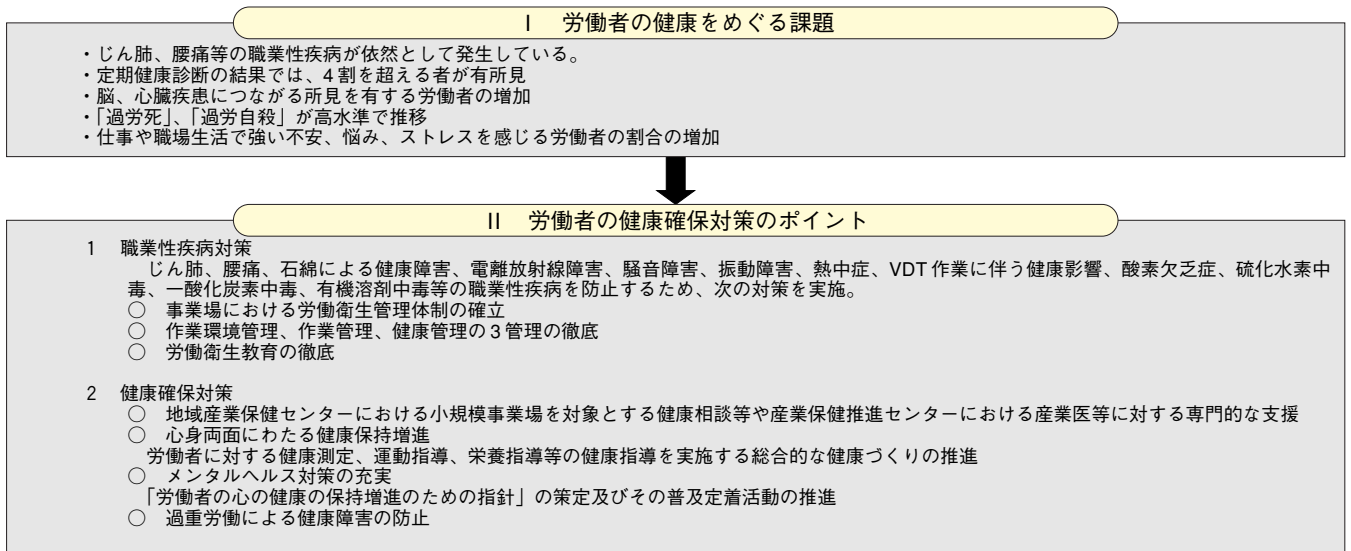
詳細資料 ① 建設安全主要対策の概念図



資料編

④ 労働条件・労使関係

詳細資料 ② 労働者の健康確保対策の推進



過重労働による健康障害防止のためには、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に関する措置を適切に実施することが重要である。このため、「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」を定めるとともに、国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめ、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置

(1) 時間外・休日労働時間の削減

- 36協定締結時における「限度基準」の遵守
- 労働時間の適正な把握 等

(2) 年次有給休暇の取得促進

(3) 労働時間等の設定の改善に向けた自主的取組の促進

(4) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ①健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - ・産業医・衛生管理者等の選任及びその者による健康管理の実施
 - ・衛生委員会の設置等健康管理体制の整備
 - ・健康診断及びその事後措置の確実な実施 等
- ②長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
 - ・医師による面接指導の実施及びその事後措置等の実施
 - ・面接指導等を実施するための手続等の整備
 - ・小規模事業場における面接指導等の実施を促進するための地域産業保健センターの活用
- ③過重労働による業務上の疾病が発生させた場合の原因の究明及び再発防止

国が行う所要の措置

- 36協定における時間外労働に係る指導等の窓口指導等
- 時間外・休日労働が月45時間を超えているおそれのある事業場を対象とした監督指導等
- 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

詳細資料 ④ 職場におけるメンタルヘルス対策

平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」（労働基準局長通達）を策定し、その周知を図ってきた。平成17年の労働安全衛生法の改正により、長時間労働者に対する医師による面接指導制度を創設し、この面接時にメンタルヘルス面もチェックすることとした。また、この法改正と併せてメンタルヘルス対策を衛生委員会等の調査審議事項に追加した。さらに、平成18年3月に上記指針の内容を拡充し、労働安全衛生法に基づく指針として「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定し、その普及啓発を図るとともに、指針に基づく取組を推進している。

1. 労働者の心の健康の保持増進のための指針

指針では、事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者のメンタルヘルスケアの原則的な実施方法として、以下の内容について示している。

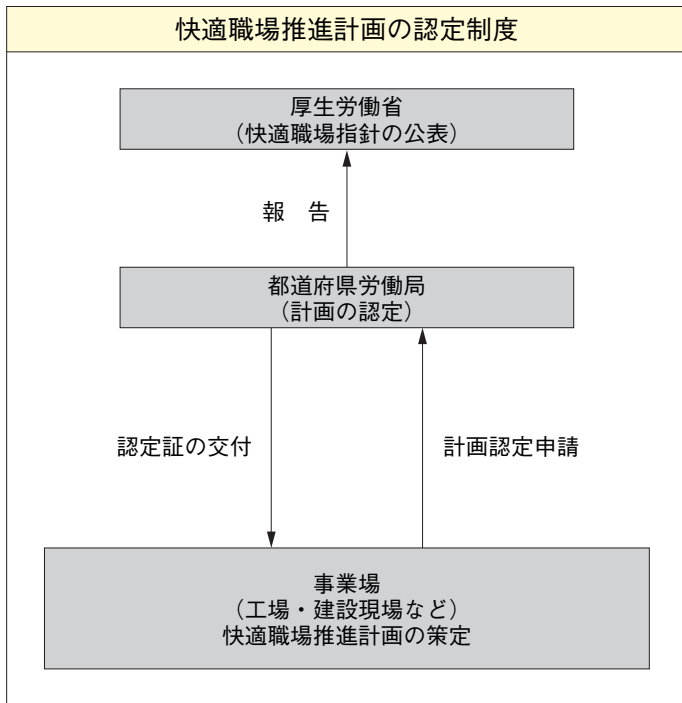
- 1 衛生委員会等における調査審議
- 2 心の健康づくり計画の策定
- 3 4つのメンタルヘルスケアの推進
 - (1) セルフケア
 - (2) ラインによるケア
 - (3) 事業場内産業保健スタッフによるケア
 - (4) 事業場外資源によるケア
- 4 メンタルヘルスケアの具体的進め方
 - (1) 教育研修・情報提供
 - (2) 職場環境等の把握と改善
 - (3) メンタルヘルス不調への気づきと対応
 - (4) 職場復帰における支援
- 5 個人情報への保護への配慮
- 6 小規模事業場における取組の留意事項

2. 職場におけるメンタルヘルス対策促進のための国の支援措置

- (1) メンタルヘルス対策・自殺対策の普及啓発
- (2) 事業場におけるメンタルヘルス対策への支援
- (3) 労働者の家族を含めたメンタルヘルス相談実施体制の整備
- (4) 産業医や精神科医等のネットワークの構築

詳細資料⑤ 快適な職場環境づくり

事業者は、法律（労働安全衛生法）で快適な職場環境を形成するよう努めなければならないとされている。事業場は快適職場指針にそって快適職場推進計画を作成し都道府県労働局に提出すると、その旨の認定を受けることができる。



快適職場指針の概要

- 1 講ずる措置の内容
 - (1) 不快と感じることがないように、作業環境を適切に維持管理する。
 - (2) 心身の負担を軽減するため、不自然な姿勢での作業や相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善する。
 - (3) 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備する。
 - (4) 洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態に維持管理する。
- 2 考慮すべき事項
 - (1) 快適な職場環境を形成、維持管理するための継続的かつ計画的な取組のために必要な措置を講ずる。
 - (2) 作業者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置をとる。
 - (3) 年齢等、個人差に配慮する。
 - (4) 職場に潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮する。

資料編

④ 労働条件・労使関係

詳細資料⑥ 化学物質による労働災害防止対策

化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現代の社会生活には欠くことのできないものだが、このように有益なものである反面、危険性や有害性を持つものも多く、その取扱いによって人の健康に影響を及ぼすこと等があるため適切な管理を行うことが必要となる。

厚生労働省では、化学物質の有害性の調査（動物実験による発がん性等の調査）の的確な実施、化学物質の危険有害性表示制度（ラベリング、化学物質等安全データシート（MSDS）の交付）の周知徹底、事業場における化学物質の自主的な管理の定着の推進など、化学物質による労働者の労働災害防止対策を推進している。

職場における化学物質 約60,000物質

MSDSの作成・交付対象物質 640物質

特別規制対象物質 108物質

特定化学物質障害予防規則（52物質（うち7物質は製造許可対象物質と重複））

塩素 エチレンオキシド クロム酸 シアン化水素 弗化水素 ベンゼン 水銀 アンモニア 一酸化炭素
ホルムアルデヒド 塩化水素 等

有機溶剤中毒予防規則（54物質）

アセトン キシレン クロロホルム 四塩化炭素 トリクロルエチレン トルエン ノルマルヘキサン
メタノール ガソリン 石油ナフサ 等

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

製造許可対象物質 7物質

ベリリウム 等

健康障害防止指针对象物質 18物質

酢酸ビニル ビフェニル 等

石棉障害予防規則（アスベスト使用建築物の解体等における措置等）

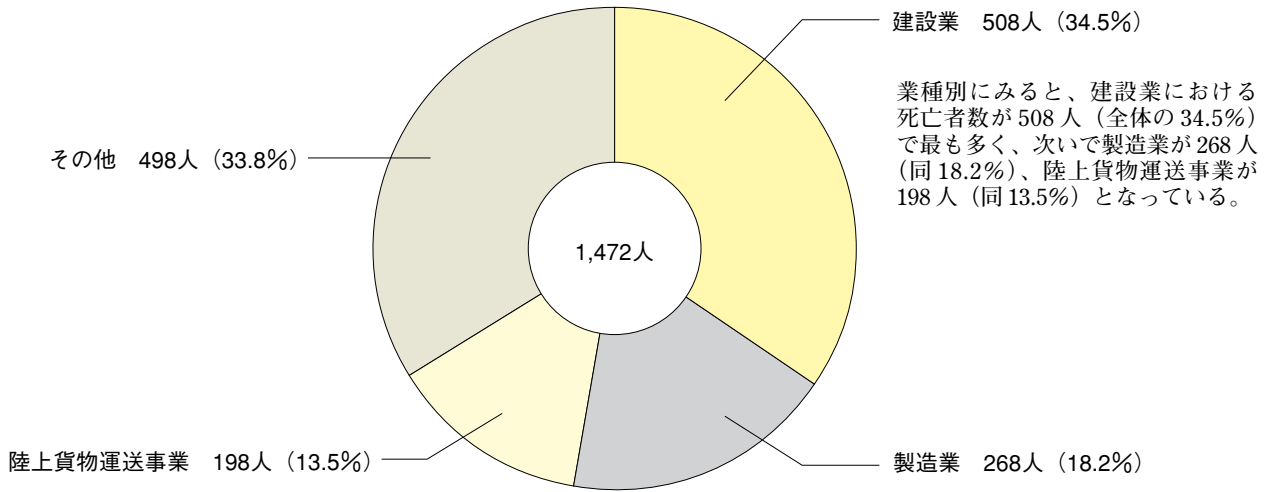
製造等の禁止対象物質 8物質

ベンジジン 石綿 等

詳細データ① 業種別死亡災害発生状況（平成18年）

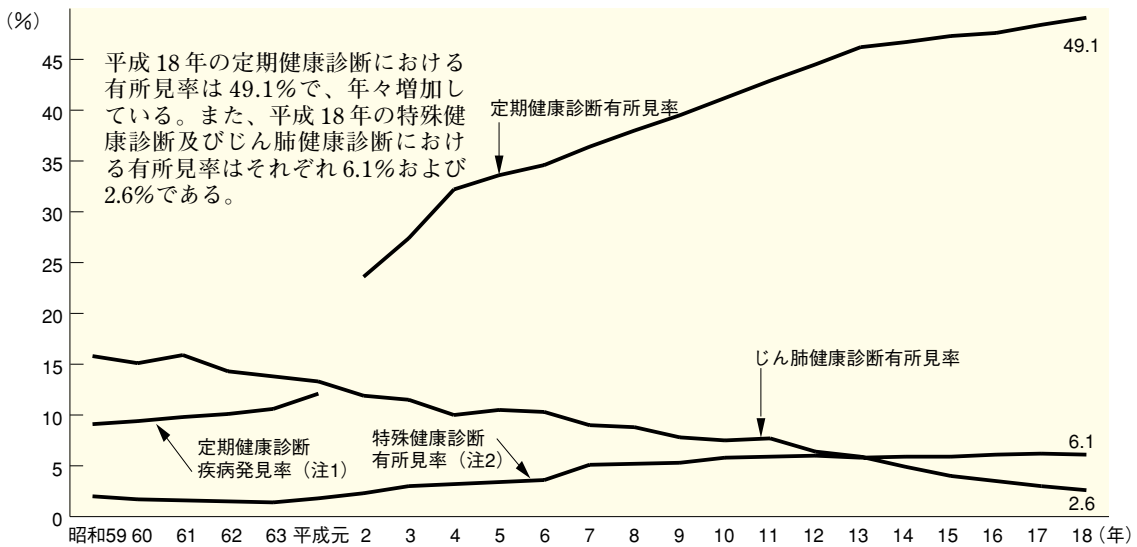
資料編

④ 労働条件・労使関係



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

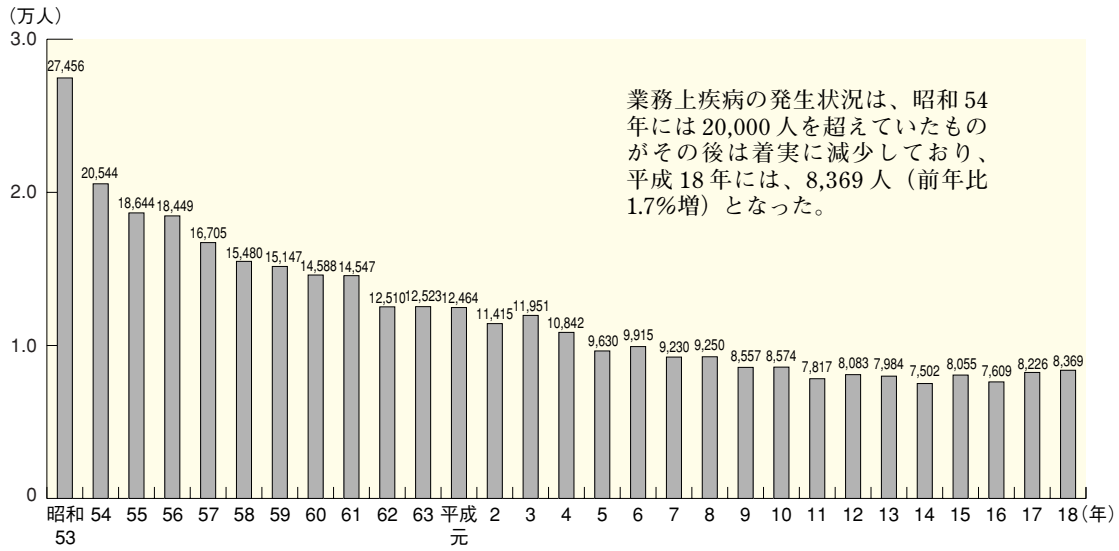
詳細データ② 年別健康診断結果



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

- (注) 1. 平成元年10月定期健康診断項目改正
 2. 平成元年10月有機溶剤及び鉛健康診断項目改正
 3. 平成7年特殊健診の集計方法変更
 4. 平成11年1月定期健康診断項目改正

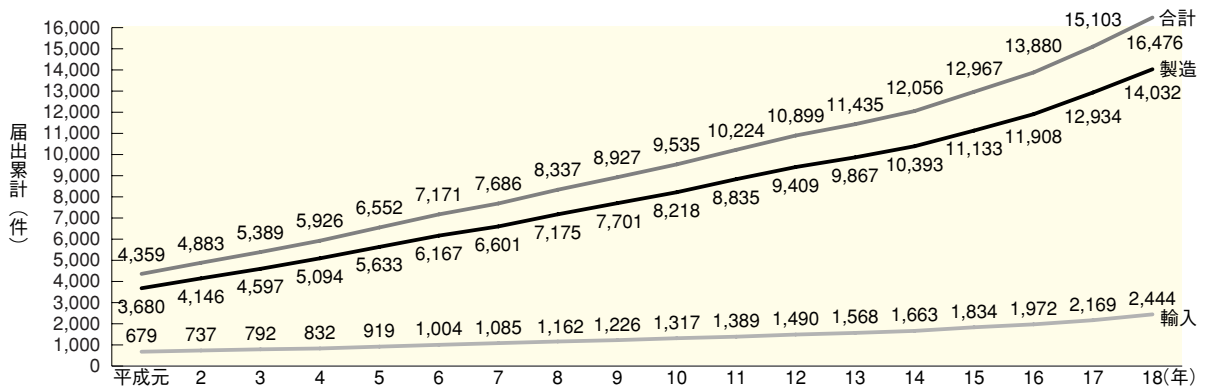
詳細データ③ 年別業務上疾病者数



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ④ 新規化学物質製造・輸入届出状況 年別（製造・輸入）

現在までに、わが国の産業界で使用されたことのある又は現に使用されている化学物質は、主なものだけでも約60,000種類を数えるといわれており、需要の多様化に伴い、毎年、新たに1,000種類以上の化学物質が生み出されている。特に最近は、使用量の少ない新規の化学物質の種類が増加している。



資料：厚生労働省労働基準局調べ。